

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
名 称 株式会社こっこー
代表取締役 槇岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 4年 9月 9日

許可の有効年月日 令和 8年 3月31日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 有

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所及び面積

場 所：岡山県倉敷市中島字中沖1224番1

面 積：6㎡

(2) 保管する産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

(3) 保管上限及び高さ

保管上限：3.05㎡

高 さ：なし（容器保管）

3. 許可の条件

「裏面に記載」

4. 許可の更新又は変更の状況

「裏面に記載」

5. 規則第10条の9第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

(裏面)

3. 許可の条件

積替え保管施設の設置場所及び面積

場 所：岡山県倉敷市中島字中沖1224番1

面 積：6 m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 4月 1日 新規許可

平成29年10月16日 変更届に伴う許可証の書換え(水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化)

令和 2年 8月21日 変更届に伴う許可証の書換え(事業場地番の合筆による修正)

令和 3年 4月 1日 更新許可

令和 4年 6月27日 変更届に伴う許可証の書換え(代表者の変更)

令和 4年 9月 9日 変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類の追加)

複写禁止